



平成 28 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 ティアック株式会社
代表者名 取締役社長 英 裕治
(コード番号 6803 東証第 1 部)
問合せ先 取締役 野村 佳秀
(TEL 042-356-9178)

訴訟の和解に関するお知らせ

平成 21 年 11 月 18 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にて公表しておりました米国カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所における光ディスクドライブ装置の価格カルテル等に関する集団訴訟（以下、「本件集団訴訟」といいます。）につきまして、Hewlett-Packard Company 社（現「HP Inc.」、以下「HPI」といいます。）は、本件集団訴訟より離脱し、平成 25 年 10 月 24 日にテキサス州南部地区連邦地裁に訴訟（以下、「本件 OPT-OUT 訴訟」といいます。）を提起し、当社および当社の米国現地法人 TEAC AMERICA, INC.（以下、総称して「当社ら」といいます。）は、その被告となっておりましたが、当社らは、裁判の長期化による時間的・費用的負担等を総合的に勘案した結果、今般、HPI との和解に応ずることといたしました。

記

1. 和解の内容

当社らは、HPI に対し、和解金として 1.05 百万米ドル（約 108 百万円）を支払う。

2. 今後の見通し

当該和解合意により、HPI 及びその関係会社との本件 OPT-OUT 訴訟は和解金の支払い後 5 営業日以内に当社らに係る範囲において取り下げられます。本件 OPT-OUT 訴訟における損失につきましては、平成 27 年 5 月 13 日に公表のとおり、平成 27 年 3 月期において本件集団訴訟と関連する訴訟について訴訟損失引当金を計上しており、当該和解による平成 29 年 3 月期の業績に与える影響も軽微であります。なお、本件集団訴訟は、引き続き係属しております。

以 上